

アメリカ合衆国の司法制度

第 1 裁判所・裁判官	3
1 連邦制	3
2 裁判所	3
(1) 連邦裁判所	4
(2) 州裁判所	6
3 裁判官	7
(1) 連邦裁判所	7
(2) 州裁判所	8
4 裁判官以外の裁判所職員（連邦のみ）	9
(1) 裁判所により任命される職員	9
(2) 裁判官によって任命される職員	10
第 2 検察官・司法省	10
1 検察官	10
2 司法省	11
第 3 弁護士・弁護士会	12
1 弁護士	12
(1) 資格	12
(2) 業務	13
(3) 法曹人口	14
(4) 報酬	14
2 法曹協会（弁護士会）	15
(1) アメリカ法曹協会	15
(2) 州の法曹協会	15
3 弁護士倫理と懲戒	15
第 4 法曹養成制度	16
1 ロー・スクール	16
2 司法試験	18
第 5 裁判手続	19

1	民事事件	19
(1)	訴答 (pleading)	20
(2)	開示 (discovery)	20
(3)	トライアル前手続	20
(4)	トライアル (trial)	20
(5)	執行手続	21
2	刑事事件	21
(1)	起訴前の手続	21
(2)	罪状認否手続 (arraignment) と答弁取引 (plea bargaining)	23
(3)	証拠開示手続 (discovery)	24
(4)	トライアル (trial)	24
(5)	刑の量定手続 (sentencing)	26
3	家事事件	26
4	少年非行事件	27
第6	裁判外紛争処理 (ADR)	29
1	仲裁 (arbitration)	29
2	調停 (mediation)	29
3	早期中立者評価 (early neutral evaluation)	30
4	略式陪審裁判 (summary jury trial)	30
5	ミニトライアル (mini trial)	31

第1 裁判所・裁判官¹

1 連邦制

連邦国家であるアメリカ合衆国においては、連邦及び州が二重に主権を有しており（dual sovereignty）、連邦の司法制度と各州の司法制度とが併存している。連邦は、合衆国憲法（the Constitution of the United States）によって定められた範囲内でのみ権限を有し、連邦に独占されていない分野については州の一般的権限が及ぶ（合衆国憲法第10修正等）。

2 裁判所

連邦裁判所体系と州裁判所体系とが併存し、連邦裁判所の専属管轄でない限り、州裁判所が管轄権を有し²、実際には圧倒的多数の事件が州裁判所で処理されている。連邦裁判所が第一審管轄権を有するのは、①連邦問題（federal question）事件（合衆国憲法、合衆国の法律及び合衆国の権限に基づいて締結され、また締結される条約の下で発生する民事事件）、②複数の州にまたがる犯罪、薬物の密輸、連邦銀行強盗等、連邦刑事法に関する事件、③大使その他の外交使節及び領事が関係する事件、④海法事件及び海事裁判権に属する事件、⑤合衆国が当事者である争訟、⑥州が当事者である争訟（ただし、合衆国憲法第3編第2節第1項に列挙されたものに限られる。）、⑦州籍相違（diversity of citizenship）事件（相異なる州の市民間の争訟で、係争価額75,000ドルを超えるもの）等である（合衆国憲法第3条第2節、28 USC 1331以下等）。合衆国議会により連邦裁判所の専属管轄が明示的黙示的に定められない限り、州裁判所が競合管轄を持つことに制約はない。なお、合衆国憲法上特別な地位を与えられているインディアンの部族（Indian tribe）については、限定的にはあるが特別保留地（reservation）内等における主権が残され、独自の部族裁判所（tribal court）を有する

¹ この項に関しては、丸山英二『入門アメリカ法（第3版）』53頁以下（弘文堂、2013）によるところが大きい。

² 18 USC 3231

ものもあり、この場合、連邦裁判所、州裁判所及び部族裁判所の管轄権が交錯する³。

(1) 連邦裁判所

連邦最高裁判所 (Supreme Court of the United States) , 連邦控訴裁判所 (United States Court of Appeals) , 連邦地方裁判所 (United States District Court) 及び国際通商裁判所 (United States Court of International Trade) という合衆国憲法第 3 条に基づく裁判所

(Article III Court) の他、連邦請求裁判所 (United States Court of Federal Claims) , 租税裁判所 (United States Tax Court) , 破産裁判所 (United States Bankruptcy Court) 等の合衆国憲法第 3 条に基づかない裁判所 (non-Article III Court) がある⁴。

ア 連邦最高裁判所は、合衆国の最上級裁判所である。

連邦最高裁判所は、大使その他の外交使節及び領事が関係する事件並びに州が当事者である事件について第 1 審管轄権を有する (合衆国憲法第 3 条第 2 節第 2 項, 28 USC 1251)。

また、上訴管轄権については、連邦地方裁判所が、3 名の裁判官で法廷を構成し、差止請求を認容又は棄却した場合に権利上訴

(Appeal) を認め (28 USC 1253) , 連邦控訴裁判所の判決及び各州の最終上訴裁判所の判決のうち連邦法に関連する事件について、裁量上訴 (certiorari) の申立てが認められる (28 USC 1254, 1257)。

長官 (Chief Justice) 及び 8 名の陪席裁判官 (Associate Justice) が 1 つの合議体を構成する。法廷を開くための定足数は、6 名である (28 USC 1)。

³ Tribal Law and Policy Institute (<http://www.tribal-institute.org>) , 特に Tribal Courts (<http://www.tribal-institute.org/lists/justice.htm>) 及び General Guide to Criminal Jurisdiction in Indian Country (<http://www.tribal-institute.org/lists/jurisdiction.htm>) を参照。

⁴ United States Courts, STRUCTURE OF FEDERAL COURTS (<http://www.uscourts.gov/educational-resources/get-informed/federal-court-basics/structure-federal-courts.aspx>)

イ 連邦控訴裁判所は 12 の巡回区 (circuit) に分かれている⁵。全国は第 1 巡回区から第 11 巡回区及びコロンビア特別区巡回区

(District of Columbia Circuit, 同巡回区裁判所は、実質的に行政法分野での専門性を有する裁判所となっている⁶。)に地理的に分割され、これらの裁判所は、主として連邦地方裁判所の判決に対する上訴を管轄する (28 USC 1291)。さらに、特許関係の事件等一定の事件や法分野について全国的な管轄権を有する連邦巡回区 (Federal Circuit) 連邦控訴裁判所が設けられている (28 USC 1295)。通常、3 名の裁判官で法廷を構成する (28 USC 46)。

ウ 連邦地方裁判所は、民事通常事件及び刑事事件の第一審並びに破産裁判所からの控訴事件を担当する裁判所であり (28 USC 1331-1334)、各州に 1 庁ないし 4 庁、コロンビア特別区及びプエルトリコ準州に各 1 庁の合計 91 庁設置されている。この他、同様の地方裁判所がグアム、ヴァージン諸島及び北マリアナ諸島に各 1 庁設置されているが、これらは合衆国憲法第 4 条に基づく裁判所である⁷。

裁判官は、原則として単独で審理する (28 USC 132)。

⁵ ・ United States Courts, COURTS OF APPEALS

(<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/UnderstandingtheFederalCourts/CourtOfAppeals.aspx>)

・ 管轄区域について、United States Courts, Geographic Boundaries of United States Courts of Appeals and United States District Courts

(<http://www.uscourts.gov/uscourts/images/CircuitMap.pdf>)

⁶ John G. Roberts, Jr., *WHAT MAKES THE D. C. CIRCUIT DIFFERENT? A HISTORICAL VIEW*, 92(3) VIRGINIA LAW REVIEW 375, 376-377 (2006)

⁷ ・ Michael W. Weaver, *THE TERRITORY FEDERAL JURISDICTION FORGOT: THE QUESTION OF GREATER FEDERAL JURISDICTION IN AMERICAN SAMOA*, 17(2) Pacific Rim Law & Policy Journal 325, 330-331 (2008)

・ United States Courts, DISTRICT COURTS

(<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/UnderstandingtheFederalCourts/DistrictCourts.aspx>)

・ 管轄区域について、United States Courts, *supra* note 5 (Geographic Boundaries of United States Courts of Appeals and United States District Courts)

エ 連邦破産裁判所は、破産関連事件を専属的に扱う裁判所であるが、組織としては連邦地方裁判所の一部門（unit）として位置付けられている⁸。

なお、一部の巡回区の連邦控訴裁判所は、破産上訴委員会（bankruptcy appellate panel）を設けており、その場合、破産裁判所からの控訴事件については、同委員会が連邦地方裁判所と競合管轄を有する（28 USC 158(a), (b)）。

オ この他、国際通商裁判所⁸⁻²は、関税、反ダンピングその他合衆国を当事者とする国際通商法に関する民事事件につき専属的に（28 USC 1581）、また、連邦請求裁判所は、主として合衆国に対する1万ドルを超える金銭請求権につき（28 USC 1346, 1491 参照）、それぞれ管轄権を有する。

(2) 州裁判所

州裁判所は、一般的管轄権（general jurisdiction）を有する裁判所であり、連邦裁判所の専属管轄とされていない限度で、各州法によって自由に管轄権の範囲を定めることができる。州裁判所の組織は州ごとに多様であるが、第一審裁判所、最上級裁判所に加え、中間上訴裁判所を設け、三審制を採用している州が多い。また、多くの州では、一般的管轄権を持つ第一審裁判所の他に、訴額の低い民事事件や軽罪に関する刑事事件のみを扱う制限的管轄権（limited jurisdiction）のみを持つ第一審裁判所を設けている⁹。

⁸ United States Courts, BANKRUPTCY COURTS
(<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/UnderstandingtheFederalCourts/BankruptcyCourts.aspx>)

⁸⁻² United States Court of International Trade, About The Court
(<http://www.cit.uscourts.gov/AboutTheCourt.html>)

⁹ ・丸山・前掲注1) 56 頁以下のほか、アメリカ合衆国大使館「OUTLINE OF THE U. S. LEGAL SYSTEM 第2章・州司法制度の歴史と組織」

(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-outline-legalsystem2.html>) が参考になる。

・一般的管轄権について、Cornell University Law School Legal Information Institute, JURISDICTION (<http://www.law.cornell.edu/wex/jurisdiction>)

・参考資料 連邦裁判所と州裁判所の相違について、United States Courts, THE DIFFERENCE BETWEEN FEDERAL AND STATE COURTS

3 裁判官

(1) 連邦裁判所

連邦最高裁判所、連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所など合衆国憲法第3条に基づく裁判所の定員は法律で定められている（28 USC 1, 44, 133）。連邦最高裁判所の9人をはじめ、連邦控訴裁判所の裁判官の定員は179人、連邦地方裁判所は677人である（平成27年2月現在）¹⁰。

連邦控訴裁判所及び連邦地方裁判所の裁判官の定員には、相当数の空席が存在している一方¹¹、現職を任意に引退して非常勤で職務を継続しているシニアジャッジ（Senior Judge）がいる（28 USC 371）。

また、連邦地方裁判所には、裁判官の職務の一部を担うマジストレイトジャッジ（Magistrate judge）もいる¹²。マジストレイトジャッジの職務は多岐にわたっており、その役割は大きい。刑事事件における逮捕後の初回出頭手続（initial appearance）や、比較的刑罰の軽い刑事事件の審理、民事事件におけるトライアル前手続、和解協議の主宰、証拠に関する紛争などの派生的紛争の処理だけでなく、当事者

（<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/UnderstandingtheFederalCourts/Jurisdiction/DifferencebetweenFederalAndStateCourts.aspx>）

・参考資料 各州の裁判所の構成について、The Court Statistics Project, State Court Structure Charts

（http://www.courtstatistics.org/Other-Pages/State_Court_Structure_Charts.aspx）

¹⁰ この数字は、平成27年2月に、United States Courts, FEDERAL JUDGESHIPS

（<http://www.uscourts.gov/JudgesAndJudgeships/FederalJudgeships.aspx>）で確認したものに基づく。また、国際通商裁判所及び連邦請求裁判所を含めた2013年度の詳細なデータについても同ウェブサイト上で確認することができる

（<http://www.uscourts.gov/JudgesAndJudgeships/AuthorizedJudgeships.aspx> の各データ及び <http://www.uscourts.gov/Statistics/JudicialBusiness/2013.aspx> に掲載されている Judicial Business 2013 の STATUS OF ARTICLE III JUDGESHIPS

（<http://www.uscourts.gov/Statistics/JudicialBusiness/2013/status-article-iii-judgeships.aspx>）を参照されたい。）。

¹¹ 空席の存在については、United States Courts, JUDICIAL VACANCIES

（<http://www.uscourts.gov/JudgesAndJudgeships/JudicialVacancies.aspx>）において確認することができる。

¹² 2013年の時点における、シニアジャッジの人数は連邦控訴裁判所に89人、連邦地方裁判所に346人、マジストレイトジャッジの人数は574人である。この数字は、*supra* note 10, 上記 Judicial Business 2013 のシニアジャッジについて及び United States Courts, APPOINTMENTS OF MAGISTRATE JUDGES

（<http://www.uscourts.gov/Statistics/JudicialBusiness/2013/appointments-magistrate-judges.aspx>）（マジストレイトジャッジについて）のデータに基づくものである。

の同意があれば、トライアルを主宰し、有罪判決を受けた者からのトライアル後の救済 (post-trial relief) の申立てなど一定の事件では裁判官に対する決定の勧告 (裁判官が承認すればその通りの決定になるが、裁判官は勧告に従う必要はない。) まで行っている (28 USC 636)¹³。

合衆国憲法第3条に基づく裁判所 (連邦最高裁判所、連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所など) の裁判官は、大統領が指名し、上院の助言と承認を得て任命される。これらの裁判官は、法曹資格を取得した後、弁護士、検察官、ロー・スクールの教授、政府職員として、法律実務に携わっている者から選ばれる。終身制で定年の定めはなく、弾劾手続以外で罷免されることはない¹⁴。マジストレイトジャッジは、各連邦地方裁判所の裁判官会議により選出され (イギリスの場合と異なり、原則として法曹有資格者である。)、連邦破産裁判所の裁判官は、各巡回区の連邦控訴裁判所によって任命される。連邦請求裁判所の裁判官は、大統領が指名し、上院の助言と承認を得て任命される。合衆国憲法第3条に基づかない裁判所の裁判官は任期制であり、常勤のマジストレイトジャッジの任期は8年、連邦破産裁判所の裁判官は14年、連邦請求裁判所の裁判官の任期は15年である (28 USC 152, 171, 172, 631)。

(2) 州裁判所

州の裁判官については、多くの州で任期制をとっている。選任方法については州によって異なり、選挙によるもの、州知事が諮問委員会の推薦する者の中から指名し、後に州民が審査するものなど、様々な方法がある¹⁵。

¹³ マジストレイトジャッジの役割が多岐にわたることについては、R. Lawrence Dessem, *The Role of the Federal Magistrate Judge in Civil Justice Reform*, 67 (4) St. John's Law Review 799, 802-803 (1993) に詳しい。

¹⁴ Federal Judicial Center, *Federal judges and how they get appointed* (<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu3c&page=/federal/courts.nsf/page/A783011AF949B6BF85256B35004AD214?opendocument>)

¹⁵ Larry C. Berkson, *Judicial Selection in the United States: a special report* (Rachel Caufield & Malia Reddick update)

4 裁判官以外の裁判所職員（連邦のみ）¹⁶

裁判所により任命される職員と各裁判官により任命される職員に大別される。

(1) 裁判所により任命される職員

ア 書記官 (Clerk)¹⁶⁻²

各連邦地方裁判所は、1名の事務局長 (Clerk of Court) を任命し、裁判事務及び司法行政事務を総括させる。事務局長は、各裁判所の承認を得て、必要に応じて書記官を任命し、各事務の処理に当たらせる。書記官のうち、法廷立会の職務を担当する者 (Case Manager, Courtroom Deputy Clerk などと呼ばれる。) は、トライアルやヒアリングの期日管理・指定、訴訟当事者との連絡、法廷外の訴訟手続の記録、判決や決定などの内容を公証する認証文書の作成等を職務とする。期日における記録は、記録官 (Court Reporter) が作成するため、我が国のように、期日に必ずしも立ち会う必要はなく、期日調書の作成も必要ない。

裁判記録の管理も書記官の職務であるが、連邦最高裁判所を除く連邦の裁判所では、裁判記録を電子的に受理、保管する制度

(Electronic Filing System) に移行しており、その場合、電子データを正式な裁判記録として扱い、書記官が管理している¹⁷。

(http://www.judicialselection.us/uploads/documents/Berkson_1196091951709.pdf) の2頁以下及び American Judicature Society & Institute for the Advancement of the American Legal System, Judicial Selection in The States: How It Works, Why It Matters

(http://www.judicialselection.us/uploads/documents/JudicialSelectionBrochureemail_A2E54457CD359.pdf) の7頁が参考になる。

¹⁶ Federal Judicial Center, Who Does What

(<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu5&page=/federal/courts.nsf/page/3CE95B37966698B98525682A006FB899?opendocument>) が参考になる。

¹⁶⁻² ・Federal Judicial Center, Clerk of Court and Clerk's Office Staff

(<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu5b&page=/federal/courts.nsf/page/38003399DEC6202E85256A3E006CDC27?opendocument>)

・Federal Judicial Center, Courtroom Deputy Clerk

(<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu5a&page=/federal/courts.nsf/page/314?opendocument>)

¹⁷ Public Access to Court Electronic Records のウェブサイト (<http://www.pacer.gov/>) を参照されたい。

イ 記録官¹⁷⁻²

裁判所により任命される。公開の法廷における手続、すなわち、トライアルやヒアリングにおける証人の証言、当事者の異議、裁判官の判断のほか、冒頭陳述、最終弁論、判決の言渡しなどを全て逐語的に録取する職務を担当する。記録官は、当事者又は裁判官の依頼があった場合又は上訴が提起された場合にのみ、反訳録を作成する。常勤の記録官の総数は合衆国司法会議 (Judicial Conference of the United States) で決定される (28 USC 753)。

(2) 裁判官によって任命される職員¹⁷⁻³

裁判官の日程管理、行政的事務文書の起案、発送その他裁判官の日常事務の補助を行う裁判官秘書 (Judicial Assistant 又は Secretary) 並びに裁判官のために様々な調査及び判決や決定などの起案を行う調査官 (Law Clerk) がいる。調査官は、法曹有資格者である。秘書及び調査官は、法律の範囲内で各裁判官の裁量により採用される。

第2 検察官・司法省

1 検察官

刑事事件は、連邦裁判所と州裁判所でそれぞれ管轄を有しているため、検察官も連邦と州に分かれているが、管轄が州と連邦で重なり合う場合もある¹⁸。

¹⁷⁻² Federal Judicial Center, Court Reporter

(<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu5a&page=/federal/courts.nsf/page/316?opendocument>)

¹⁷⁻³ Federal Judicial Center, Chambers Staff: Judge's Law Clerk and Judicial Assistant
(<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu5a&page=/federal/courts.nsf/page/351?opendocument>)

¹⁸ なお、アメリカ合衆国大使館「OUTLINE OF THE U.S. LEGAL SYSTEM 第5章・刑事裁判の過程」(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-outline-legalsystem5.html>)によれば、「合衆国憲法修正第5条は、何人も『同一の犯罪について重ねて生命と身体の危険にさらされることはない』としている。これが『二重の危険』(double jeopardy)条項で、何人も同一犯罪について、州政府あるいは連邦政府によって重複して裁判にかけられないという意味である。しかし、犯した行為が国と州の法律に両方に違反している場合でも、同一の行為で2度裁判にかけられないという意味ではない。例えば、ニュージャージー州の連邦政府認可銀行に強盗に入った者は、連邦法と州法の両方に抵触する。その人物が強盗容疑でニュージャージーの裁判所で無罪となっても、引き続き連邦法廷で、同一行為について裁判にかけられることはあり得る」とされている。

連邦検察官 (United States Attorney) は、刑事事件の起訴及び公判の維持を行うほか、連邦政府が当事者となる民事訴訟では訴訟代理人になる¹⁹。

連邦検察局は、93 庁あり、各庁に 1 人ずつ連邦検察官が配置されている²⁰。連邦検察官は、大統領が上院の助言と承認を得て任命する。任期は 4 年であり、再任も可能である (28 USC 541)。このほか、各連邦検察局で設けられた基準に基づいて選ばれた連邦検察官補 (Assistant U. S. Attorney) が司法長官から任命を受けている (28 USC 542)。2013 年 3 月における連邦検察官及び連邦検察官補の数は、5812 人である。

州検察官は、多くの州で、選挙によって選出され²¹、州の刑事事件に加え、民事訴訟では州を代理する²¹⁻²。

2 司法省 (連邦)²¹⁻³

上院の助言と承認の下で大統領に任命される司法長官 (Attorney General) を長とし、司法関係の政策の立案及び実行をする。連邦検察官は、民事訴訟行為及び一部の刑事訴訟行為に関し、司法長官の指揮監督を受ける。

なお、司法省に所属する連邦保安官 (United States Marshal) が、各連邦地方裁判所管轄地域に 1 人ずつ配置され、保安官助手 (Deputy U. S.

¹⁹ OFFICES of THE UNITED STATES ATTORNEYS, Mission
(<http://www.justice.gov/usao/about/mission.html>)

²⁰ 前述の連邦地方裁判所の所在地 (91 庁) に加え、合衆国憲法第 4 条に基づく地方裁判所の所在地であるヴァージン諸島に 1 庁、グアムに 1 庁 (北マリアナ諸島における事件も担当する。) の合計である。OFFICES of THE UNITED STATES ATTORNEYS, *supra* note 19)

²¹ アメリカ合衆国大使館「OUTLINE OF THE U. S. LEGAL SYSTEM 第 4 章・裁判手続きにおける弁護士、訴訟当事者および利益関係団体」

(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-outline-legalsystem4.html>)

²¹⁻² 島伸一『アメリカの刑事司法ーワシントン州キング郡を基点として』335 頁 (弘文堂, 2002)

²¹⁻³ The United States Department of Justice, FY 2014 ANNUAL PERFORMANCE REPORT & FY2016 ANNUAL PERFORMANCE PLAN, Section 1 Overview

(http://www.justice.gov/sites/default/files/doj/pages/attachments/2015/02/06/fy14_16_sec1_comp.pdf#1)

Marshal) とともに、法廷警備のほか、日本の執行官事務に相当する職務を行っている²²。

第3 弁護士・弁護士会

1 弁護士

(1) 資格²²⁻²

アメリカにおける弁護士資格は州ごとに付与され、全州に共通した弁護士資格はない。このため、他の州で訴訟行為をするためには、その州の司法試験を合格するか、裁判所に申立てをして特定の事件に限った訴訟活動の許可を得なければならない。実務経験が長い場合には、申立てのみで州における訴訟活動が容易に認められることもあるが、各州によって扱いは異なる²²⁻³。連邦裁判所において訴訟活動を行うための要件は、各裁判所の規則によって決められている。

また、弁護士資格を有していたとしても、どの審級の裁判所でも弁論できるわけではない。例えば、連邦最高裁判所においては、州の最終上訴審における訴訟活動が認められてから3年以上が経過し、その期間内に懲戒の対象とならず、かつ、ふさわしい専門的資質及び人格を備えていることが、活動の要件とされている²³。

²² ・Federal Judicial Center, U.S. Marshal

(<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu5a&page=/federal/courts.nsf/page/320?opendocument>)

・参考資料として、連邦保安官局 (U.S. Marshals Service) の概要については、U.S. Marshals Service, Fact Sheet: U.S. Marshals Service 2015

(<http://www.usmarshals.gov/duties/factsheets/overview.pdf>) を参照。

²²⁻² ・American Bar Association, Bar Admissions Basic Overview

(http://www.americanbar.org/groups/legal_education/resources/bar_admissions/basic_overview.html)

・National Conference of Bar Examiners & American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, Comprehensive Guide to Bar Admission Requirements 2015 (http://www.ncbex.org/assets/media_files/Comp-Guide/CompGuide.pdf)

・樋口範雄『はじめてのアメリカ法』202頁(有斐閣, 2010)

²²⁻³ 他州の有資格者に対する各州の取扱いについて National Conference of Bar Examiners & American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *supra* note 22-2 Chart13 参照

²³ Rules of the Supreme Court of the United States Rule5.1

なお、これらの要件をみたさなくとも、特定の事件に限り訴訟活動が許可されることがある(同 Rule6)。

(2) 業務

アメリカにおける弁護士の活動範囲は、訴訟活動のほか、企業経営や政策立案への予防法学的な関与等、多様な範囲に及んでいる。2005年の統計²⁴では、全米の法曹有資格者のうち、いわゆる弁護士業務に従事する者が75%である一方、連邦ないし州政府、民間企業（企業内弁護士）、教育機関（ロー・スクールの教授等）に勤務する者の割合も少なくない²⁵。また、いわゆる弁護士業務に従事している者の中でも、個人で開業している者の割合は49%にすぎず、その余の者は、多数の弁護士を擁する大規模法律事務所（2005年の統計によれば、51名以上の大規模法律事務所に所属する弁護士の割合は20%）をはじめとする、共同経営形態の法律事務所（ロー・ファーム）で働いている。個人で開業している者の多くも、司法試験合格後、大規模法律事務所や政府機関（検察官事務所等）で実務経験を積んだ後に開業している²⁶。弁護士の専門化が進んでおり、例えば、大規模法律事務所では、訴訟部門、企業法務部門、不動産部門、租税部門等、様々な専門部門を設けて活動しているほか、顧客のニーズに応えるべく、各専門部門の中で更に専門分野を細かく設け、高度な専門知識や経験を有する弁護士を養成している²⁶⁻²。

刑事弁護に関しては、公設弁護人事務所（public defender office）が全国に多数設置されている。この他、刑事弁護専門の法律事務所もあるが、小規模のものが多²⁶⁻³い。

²⁴ American Bar Association, LAWYER DEMOGRAPHICS

(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/marketresearch/PublicDocuments/lawyer_demographics_2013.authcheckdam.pdf)

²⁵ 樋口・前掲注 22-2) 203 頁には、2000 年時点の統計（を参考）として、「働き方としては、弁護士 100 人中、大まかにいうと 75 人は開業弁護士、10 人は企業内弁護士、10 人は政府関係（検察官を含む）、そして 5 人が裁判官やロースクール教授。」との記載がある。

²⁶ Thomas R. Van Dervort & David L. Hudson, Jr., *LAW AND THE LEGAL SYSTEM: An Introduction to Law and Legal Studies in the United States* 17(3d ed. 2012)

²⁶⁻² Yale Law School Career Development Office, Law Firm Practice 8, 16

(http://www.law.yale.edu/documents/pdf/CDO_Public/CDO_Law_Firm_Practice_Public.pdf)

²⁶⁻³ ・島・前掲注 21-2) 363-365 頁

(3) 法曹人口

2012 年 12 月 31 日時点における全米の法曹有資格者の総数は約 126 万 8011 人である²⁷。年間平均約 2 万人の割合で増加している²⁸。アメリカの弁護士数は、1970 年代ころから急激に増加しており、特に大都市において弁護士の過剰が問題となっていると指摘されている²⁸⁻²。

(4) 報酬

弁護士報酬は訴訟費用には算入されない。また、勝訴者による敗訴者に対する弁護士報酬の賠償請求はこれを認める特別の契約条項又は法令が存在しない限り認められない（なお、懲罰的損害賠償が弁護士報酬を賠償する役割を果たすことがある）²⁹。報酬額については、アメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）が倫理綱領を定めており（The American Bar Association Model Rules of Professional Conduct (August, 2003) Rule1.5），過大な報酬を取ることは懲戒事由となる可能性がある。弁護士報酬はタイム・チャージ（時間基準）で請求されることが一般的であるが、民事事件においては、原告側の弁護士は、全面的な成功報酬制（contingent fee, 勝訴した場合に限り認容額に対する割合で報酬を請求する契約）で契約を結んでいることもある²⁹⁻²。

・ The Spangenberg Group, STATEWIDE INDIGENT DEFENSE SYSTEMS: 2006
(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_aid_indigent_defendants/ls_sclaid_def_2006statewide_id_systems.authcheckdam.pdf)

・ Yale Law School Career Development Office, *supra* note 26-2, 11

²⁷ American Bar Association, National Lawyer Population by State
(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/market_research/2013_natl_lawyer_by_state.authcheckdam.pdf)

²⁸ American Bar Association, National Lawyer Population by State 2003-2013
(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/market_research/2013natl_lawyer10_year_trends.authcheckdam.pdf)

²⁸⁻² 1878 年から 2013 年までの法曹有資格者数の推移について、American Bar Association, Total National Lawyer Counts 1878-2013
(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/market_research/total_national_lawyer_counts_1878_2013.authcheckdam.pdf) を参照。

²⁹ Eldon H. Reiley & Connie de la Vega, *THE AMERICAN LEGAL SYSTEM FOR FOREIGN LAWYERS* 92-93 (2012)

²⁹⁻² ・ 樋口・前掲注 22-2) 203 頁

2 法曹協会（弁護士会）

(1) アメリカ法曹協会

アメリカ最大の法律家団体として、前述のアメリカ法曹協会がある。同協会は、法学の進歩、司法の運営の向上、全国の立法の統一、法律専門職業の名誉の維持及び法曹同士の親睦の増進を目的として1878年に設立された、全国的な法律家の任意加入組織である³⁰。同協会では、弁護士のみならず、裁判官や検察官といった法曹有資格者、学者等も加入して相互研さんを行っている³⁰⁻²。

(2) 州の法曹協会

州単位の法曹協会としては、任意加入組織（voluntary bar）及び強制加入組織（integrated bar 又は unified bar）の2種類がある。後者は、弁護士の活動要件として法曹協会への加入が必須である州において組織される。業務内容にかかわらず法曹資格者が加入し、相互研さんを行なっている点は、アメリカ法曹協会と同様である³⁰⁻³。

3 弁護士倫理と懲戒

弁護士が倫理規定に反する行為を行った場合の懲戒については、各州の最上級裁判所が最高責任を負っているが、その第一次的権限行使は、法曹協会の下にある懲戒委員会や州の最上級裁判所が任命する委員で構成される懲戒委員会などで懲戒手続が行われている。処分を受けた弁護

・ American Bar Association, What billing method do most lawyers use? (http://www.americanbar.org/groups/public_education/resources/law_issues_for_consumers/lawyerfees_billing.html) , What are contingent fees? (http://www.americanbar.org/groups/public_education/resources/law_issues_for_consumers/lawyerfees_contingent.html)

³⁰ American Bar Association, About the American Bar Association (http://www.americanbar.org/about_the_aba.html)

³⁰⁻² American Bar Association, Membership Dues at the American Bar Association (http://www.americanbar.org/membership/dues_eligibility.html)

³⁰⁻³ American Bar Association, State & Local Bar Associations (http://www.americanbar.org/groups/bar_services/resources/state_local_bar_associations.html)

士のほか、弁護士懲戒処分を求める者も裁判所に法曹協会の懲戒委員会の処分の審査を求めることができる場合が多い³⁰⁻⁴。

第4 法曹養成制度

1 ロー・スクール³⁰⁻⁵

大学の学部レベルにおける法学教育は一般的でなく、司法修習にあたる統一的な法曹養成制度もなく、法曹教育は、大学院にあたるロー・スクールが中心となっている。

ロー・スクールの課程は、多くの州の司法試験の受験要件とされている3年間のJ.D. (Juris Doctor) 課程が柱となっているが、これに加え、他国での法学教育の修了者等を対象とした主に1年間のLL.M. (Master of Laws) 課程や研究を目的とするJ.S.D. (Doctor of Juridical Science) 課程を併設するロー・スクールも多い。上記の事情から、J.D. 課程には、日本の法科大学院のような既修者、未修者という履修コースの区別はない。

ロー・スクールの教授は、弁護士、裁判所のロー・クランク、その他政府機関職員等として実務経験を有している者が多く、さらに、現職の裁判官、弁護士も(客員)教授として、指導に当たっていることが多い。

ロー・スクールの標準的なカリキュラムは、契約法、不法行為法、刑法等の基本的な実体法及び訴訟法の科目に加え、経済法などの発展的法律科目や法曹倫理、さらに、法廷弁論技術、文書作成技術、模擬裁判、

³⁰⁻⁴ ・日本弁護士連合会司法改革調査室「アメリカの懲戒制度とその改革」
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai5/5siryuu-ni-9.pdf>)
・American Bar Association, Model Rules for Lawyer Disciplinary Enforcement
(http://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/resources/lawyer_ethics_regulation/model_rules_for_lawyer_disciplinary_enforcement.html)
³⁰⁻⁵ ・池田雅子ほか「アメリカの法曹養成制度」日本弁護士連合会法曹養成対策室報第5号 42頁, 42-56頁 (2012)
(<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/5-6.pdf>)
・法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実務基礎教育のあり方に関する調査研究」プロジェクト「アメリカ合衆国における法曹養成の実情に関する調査報告書」
(http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/usa.pdf)
・甲斐素直「米国における法曹実務教育ーわが国法科大学院の進むべき道を探るー」日本大学大学院法務研究科研究紀要第3号
(http://www5a.biglobe.ne.jp/~kaisunao/ronbun/clinical_legal_education_in_usa.htm)

リーガル・クリニック（教授の指導監督のもとで学生が実際の事件を処理する科目）等の実務教育などによって構成されている。法律科目の授業では、ケースブックと呼ばれる判例を中心として構成された教科書がしばしば使用され、講師が、学生に次々と質問しながら、判例の分析・検討等を行うことを通じ、学生に法的思考方法を身に付けさせることに主眼を置くソクラティック・メソッド又はケース・メソッドと呼ばれる方法がとられるのが特徴的である。また、実務経験と就職への糸口として、夏季休暇等に裁判所や法律事務所等でのインターンシップに参加する学生も多い。

アメリカ法曹協会は、カリキュラムや物的設備等について一定の基準を満たしたロー・スクールを認可する制度を実施している。アメリカ法曹協会認可校は、2014年現在、205校ある³¹。

2014年度の上記認定校の入学者総数は、37,924名であった³²。

ロー・スクールの多くは、ほとんど学生からの授業料によって経営されている。授業料は、概して増加傾向にあり（公立校（州内出身者向け）で平均年額約24,000ドル、公立校（州外出身者向け）で同37,000ドル、私立校で同42,000ドル（2013年度）³³）、多くの学生が政府や民間金融機関が提供する学資ローンを組んで学資を借入れ、卒業後に返済を行っている。また、様々な奨学金制度が設けられている。

³¹ American Bar Association, ABA-Approved Law Schools
(http://www.americanbar.org/groups/legal_education/resources/aba_approved_law_schools.html)

³² American Bar Association, ABA-APPROVED LAW SCHOOL 1L ENTERING CLASS DATA: FALL 2013
(ただし、2014年のデータ更新はない。)
(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2013_fall_aba_approved_law_school_entering_class_information.authcheckdam.pdf)

ABA Section of Legal Education reports 2014 law school enrollment data
(http://www.americanbar.org/news/abanews/aba-news-archives/2014/12/aba_section_of_legal.html)

³³ American Bar Association, Law School Tuition 1985-2013
(http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/lawschool_tuition_averages_by_year_public_private.authcheckdam.xls)

2 司法試験³³⁻²

弁護士資格を取得するには、通常、ロー・スクール卒業に加え、各州が実施する司法試験（Bar Examination）に合格する必要がある。ABA 認可校の J.D. 課程を卒業すれば、ロー・スクールの所在地に関わらず、全ての州において、司法試験の基本的な受験資格を得ることができる

（LL.M. 課程を卒業した留学生などは、J.D. 課程卒業の代わりに一定の要件を満たした者に受験資格を与えているニューヨーク州などごく限られた州でのみ受験が可能である。）。

司法試験は各州が独自に実施するものであるが、司法試験委員全国協議会（National Conference of Bar Examiners）が各種全国共通試験の機会を提供しており、ほとんどの州が短答式の全国共通短答式試験

（Multistate Bar Exam., MBE）及び全国共通法曹倫理試験（Multistate Professional Responsibility Exam., MPRE）を利用しており、全国共通論文試験（Multistate Essay Exam., MEE）や全国共通実務試験

（Multistate Performance Test, MPT）を利用する州も多い³⁴。試験は、年 1 回実施のデラウェア州を除き、2 月と 7 月の年 2 回行われる。受験回数の制限を設けている州もある。回数制限は 2 回ないし 6 回と州により異なるが、3 回とする州が最も多い³⁴⁻²。

2013 年度の全国での司法試験の受験者数（2 月、7 月試験の合計）は 83,987 人、合格者は 57,031 人で、合格率は、全体で約 68%であったが、地域による差が大きい（州についてみると最高はアイオワ州の 88%、最

³³⁻² ・池田ほか・前掲注 30-5)

・ American Bar Association, *supra* note 22-2

・ National Conference of Bar Examiners & American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *supra* note 22-2

³⁴ National Conference of Bar Examiners, 2013 Statistics 30

(http://www.ncbex.org/assets/media_files/Bar-Examiner/articles/830114statistics.pdf)

³⁴⁻² National Conference of Bar Examiners & American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *supra* note 22-2, 20-21

低はワシントン D.C. の 47%（注：50 州及びワシントン D.C. の中での数値を記載した。））³⁵。

司法試験の合格者は、徳性(good moral character)の審査や州の最高裁判所への活動登録など、当該州の制定法や裁判所規則の定める要件、手続を満たせば、当該州において、弁護士として活動することができる³⁵⁻²。

第 5 裁判手続

1 民事事件

1938 年に制定された連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) は、過半数の州裁判所で全面的又は部分的に採用されているほか、それ以外の州裁判所の民事訴訟法にも影響を与えており、州裁判所における手続は多かれ少なかれ連邦民事訴訟規則に倣っているといえる³⁶。以下では、主に連邦裁判所における民事訴訟手続を中心に記載する。

原則として当事者主義 (adversary system) が採用され、争点整理は当事者に任されており、裁判所は異議の申立てを処理したり、手続の進行を管理したりするにすぎない³⁷。また、第一審の訴訟手続は、基本的に陪審審理を前提として組み立てられている点に特徴がある。手続は、トライアル前 (pretrial) 手続とトライアルとに区分されるが、トライアル前に和解やサマリ・ジャッジメント (summary judgment) 等裁判官の判断のみで終了する事件が約 99% を占めている³⁸。

³⁵ National Conference of Bar Examiners, *supra* note 34, 8-9

³⁵⁻² • American Bar Association, *supra* note 22-2

• National Conference of Bar Examiners & American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *supra* note 22-2, vii

³⁶ 浅香吉幹『アメリカ民事手続法（第 2 版）』15 頁（弘文堂，2008）

³⁷ • Federal Rules of Civil Procedure Rule 16

• Mary Kay Kane, *Civil Procedure in a nutshell* 2 (7th ed. 2013)

³⁸ • United States Courts, Table C-4. (U.S. District Courts-Civil Cases Terminated, by Nature of Suit and Action Taken, During the 12-Month Period Ending March 31, 2014)

(<http://www.uscourts.gov/Viewer.aspx?doc=/uscourts/Statistics/FederalJudicialCaseLoadStatistics/2014/tables/C04Mar14.pdf>) の「Total Cases」「Percent Reaching Trial」

• Kevin M. Clermont, *Civil Procedure* 100-103 (9th ed. 2012)

(1) 訴答 (pleading)

訴答は、当事者の主張を記載した書面を交換する手続である³⁹。連邦及び多くの州では、原則として、特定の事件について原告が法的救済を求め、それに対する被告の応訴を求めていることを告知するに足りる程度の記載でよいとし (notice pleading) ⁴⁰、通常は、訴状による請求及び請求原因の主張と答弁書による認否及び抗弁等の主張で終了する⁴¹。

(2) 開示 (discovery)

開示は、当事者が、トライアルの前にその準備のため、法廷外で、互いに当該訴訟事件に関する情報及び証拠を開示し収集する手続である。これにより、当事者双方が紛争の具体的内容とこれに関する証拠を把握することができ、証拠保全、争点整理及びトライアルにおける不意打ち防止が可能になる⁴²。

(3) トライアル前手続

進行管理、争点整理、和解促進、トライアル準備等のため、裁判官及び双方当事者間において、トライアル前会議 (pretrial conference) が随時開催される⁴³。

(4) トライアル (trial)

トライアルは、事実に関する争点について法廷で集中的な証拠調べを行う手続である。合衆国憲法及び制定法で陪審によるトライアルが認められている事件については、いずれか一方の当事者の請求があれば、陪審によるトライアルが行われる⁴⁴。陪審によるトライアルにおいては、陪審が事実認定を行い、裁判官は証拠の採否に関する決定等

³⁹ Kane, *supra* note 37, 93

⁴⁰ • Federal Rules of Civil Procedure Rule 8(a)

• Kane, *supra* note 37, 99-100

⁴¹ • Federal Rules of Civil Procedure Rule 7

• Clermont, *supra* note 38, 83

⁴² • Clermont, *supra* note 38, 89

• Kane, *supra* note 37, 137

⁴³ • Federal Rules of Civil Procedure Rule 16(a), (c)

• Clermont, *supra* note 38, 98

⁴⁴ Federal Rules of Civil Procedure Rule 38

の法律問題についての判断を随時行う⁴⁵。陪審によるトライアルでは、陪審員選定、冒頭陳述、証拠調べ、最終弁論、裁判官による陪審に対する適用法律及び事実認定の方法についての説示が行われた後、説示の内容を記載した陪審教示書に基づいて陪審員が評決をする⁴⁶。陪審は6名以上12名以下の陪審員によって構成され、評決は、連邦裁判所の手続の場合には、トライアル前に当事者が全員一致によらない評決を受け入れる旨の合意をしない限り、全員一致でなければならない⁴⁷。

(5) 執行手続

裁判所の命令に基づいて執行官（連邦裁判所においては連邦保安官及び保安官助手、州裁判所においてはシェリフ）が行なう⁴⁸。

2 刑事事件

刑事手続には、連邦裁判所及び州裁判所ごとに大小様々な差異がある。以下に述べる手続は、特記のない限り、連邦裁判所における手続である。

(1) 起訴前の手続

捜査機関が、犯罪捜査に当たり、逮捕、搜索、差押等の強制手続を行う場合は、原則として裁判官による令状（warrant）の発付が必要であるが、逮捕については、住居内での逮捕の場合を除き、無令状の逮捕が許容されており、実際上は無令状逮捕が通例となっている⁴⁹。

被疑者が逮捕された場合、警察は被疑者を不必要な遅滞なく（通常24時間以内に）、初回出頭手続（initial appearance）のため、マジストレイトジャッジ等の面前に連行しなければならない⁵⁰。マジスト

⁴⁵ Kane, *supra* note 37, 190

⁴⁶ *Id.* 185-186

⁴⁷ Federal Rules of Civil Procedure Rule 48

⁴⁸ ・ Kane, *supra* note 37, 223

・ 浅香・前掲注 36) 148 頁

⁴⁹ ・ 合衆国憲法第 4 修正

・ Jerold H. Israel et al., *Criminal Procedure and the Constitution, Leading Supreme Court Cases and Introductory Text* 17 (2013 ed.)

・ Stephen A. Saltzburg et al., *Basic Criminal Procedure* 189 (6th ed. 2012)

⁵⁰ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5(a) (1) (A)

レイトジャッジ等は、被疑者に対し、嫌疑の内容、被疑者の権利等を告知しなければならない⁵¹。

被疑者が逮捕されている場合、マジストレイトジャッジ等は、原則として初回出頭手続から14日以内の合理的な期間内に⁵²、予備審問手続 (preliminary hearing) を実施し、被疑者が罪を犯したと疑うに足る相当な理由 (probable cause) の有無を判断しなければならない⁵³。ただし、被疑者が予備審問手続を受ける権利を放棄した場合、既に被疑者が後記の大陪審 (grand jury) により正式起訴されている

(indicted) 場合などは、予備審問手続は行われ⁵⁴ない。この手続では、被疑者に弁護人選任権が認められ⁵⁵、検察側、弁護側双方は、証人尋問等を行うことができる⁵⁶。

検察官は、被疑者の起訴につき裁量権を有しており、後記の大陪審によることが必要とされていない州 (information jurisdiction) では、予備審問手続で相当な理由があると判断された場合、検察官は被疑者を起訴することができる⁵⁷。

一方、連邦及び大陪審によることが必要とされている州 (indictment jurisdiction) では、一定の重罪 (連邦にあっては、死刑及び1年以上の禁錮又は懲役に相当する重罪事件 (felony)) については、被疑者が正式起訴 (indictment) による訴追の手続によることを放棄しない限り、起訴の可否について大陪審 (grand jury) の審理に付託し、起訴するにつき相当な理由 (probable cause) があるか否かの決定を得る必要があり、大陪審が相当と判断した場合にのみ、起訴される⁵⁸。連邦地方裁判所における大陪審は、各裁判所の管轄地域に1年以上在住する18

⁵¹ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5(d)

⁵² Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5.1(c)

⁵³ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5.1(e)

⁵⁴ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5.1(a)

⁵⁵ Saltzburg, *supra* note 49, 606

⁵⁶ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5.1(e)

⁵⁷ Israel et al., *supra* note 49, 24

⁵⁸ *Id.*

歳以上で重罪（felony）の犯罪歴のない⁵⁹一般市民から選出された 16 名ないし 23 名の陪審員で構成される⁶⁰。大陪審の審理は非公開で、原則として、検察官及び記録官のみが審理に立ち会い、裁判官、被疑者及び弁護人は立ち合わない⁶¹。大陪審は、不正な起訴がなされないようチェックする機能を有するとともに、罰則付召喚令状（subpoena, 従わないときには罰則を科する旨の警告の下に一定の日時場所に出頭し証言ないし証拠提出を命ずる令状）を発付するなどして、検察官の主導の下、強力かつ秘密裏に捜査を行う機能も有している⁶²。一方、軽微な犯罪については、大陪審を経ない略式起訴（information）が行われる。

(2) 罪状認否手続（arraignment）と答弁取引（plea bargaining）

起訴後、公判廷で罪状認否手続が行われる。被告人が罪状を認める（guilty plea, 有罪答弁）旨又は争わない（no contest plea (nolo contendere) , 不抗争答弁。この答弁は、当該刑事裁判以外に影響を及ぼさない。）旨の陳述を任意に行えば、その時点でトライアルを行う必要がなくなり、刑の量定手続に移行する。

また、検察官及び被告人の間で、答弁取引と呼ばれる起訴事実の変更の交渉・合意が行われ、有罪答弁又は不抗争答弁をすることと引換えに適用罰条を軽いものとし、一部訴因を取り下げするなどという取決めがなされることも多い⁶³。被告人が答弁取引に基づき無罪答弁を撤回し変更後の罪状について有罪答弁を行う場合でも、裁判官は、その合理性について判断し、答弁取引を受け入れないこともできる⁶⁴。裁判官が答弁取引を受け入れない場合、判決の宣告前であれば、被告

⁵⁹ United States Courts, JUROR QUALIFICATIONS, EXEMPTIONS AND EXCUSES
(<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/JuryService/JurorQualificaitons.aspx>)

⁶⁰ Federal Rules of Criminal Procedure Rule6(a)

⁶¹ Federal Rules of Criminal Procedure Rule6(d)(1)

⁶² ・Federal Rules of Criminal Procedure Rule17

・ローク・M・リードほか『アメリカの刑事手続』167頁（有斐閣，1987）

・Richard G. Singer, *Criminal Procedure II: From Bail to Jail* 58(3d ed. 2011)

⁶³ Federal Rules of Criminal Procedure Rule11(c)(1)

⁶⁴ Federal Rules of Criminal Procedure Rule11(c)(3)(A)

人は、有罪答弁を取り下げることができる⁶⁵。他方で特定の刑期や幅についてなされる答弁取引には、裁判官を拘束しないものと、裁判官が受け入れた場合には裁判官を拘束するものがある⁶⁶。

(3) 証拠開示手続 (discovery)

被告人が起訴事実を争った場合、手続は後述のトライアルに進むことになる。これに先立ち、証拠開示手続 (discovery) が行われるが⁶⁷、開示の範囲は、連邦、州によって大きく異なる。

(4) トライアル (trial)

被告人が無罪答弁をした場合は、原則として陪審 (小陪審。petit jury) によるトライアルに移行する。連邦地方裁判所における小陪審は、大陪審と同様の母集団から選出された 12 名の陪審員で構成される⁶⁸。被告人は、合衆国憲法によって陪審審理を受ける権利を保障されているが、この権利を放棄することができ、更に、検察官が同意し、裁判官が承認した場合には⁶⁹、裁判官によるトライアル (bench trial) が開かれる。

陪審トライアルにおいては、まず、陪審員の選任 (voir dire) が行われる⁷⁰。その後、冒頭陳述、検察官、弁護人の順にそれぞれの請求に基づく証人尋問、検察官、弁護人の順で最終弁論が行われる。そして、裁判官が陪審員に対して説示 (instruction) を行い⁷¹、陪審のみで事実認定についての討議を行い、有罪又は無罪の評決 (verdict) の結果を公開の法廷において裁判官に報告する⁷²。刑事事件においては、検察官に立証責任があり、合理的疑いを超える (beyond a reasonable

⁶⁵ Federal Rules of Criminal Procedure Rule11(d)(2)

⁶⁶ Federal Rules of Criminal Procedure Rule11(c)(1)(B), (C)

⁶⁷ Federal Rules of Criminal Procedure Rule12.1, 16, 26.2

⁶⁸ Federal Rules of Criminal Procedure Rule23(b)(1)

⁶⁹ Federal Rules of Criminal Procedure Rule23(a)

⁷⁰ Federal Rules of Criminal Procedure Rule24

⁷¹ Federal Rules of Criminal Procedure Rule30

⁷² Federal Rules of Criminal Procedure Rule31

doubt) 立証が求められる⁷³。また、連邦及び大部分の州においては、刑事事件における陪審員の評決は全員一致でなければならない⁷⁴。全員一致に達しない場合、評議不成立 (hung jury) として審理無効となり、新しい陪審を選任してトライアルをやり直すこととなる⁷⁵。

陪審又は裁判官が無罪の評決をした場合、二重の危険 (double jeopardy) 法理により、検察官は原則として控訴できず、同じ罪について被告人を再度起訴することもできない⁷⁶。

実際には、トライアルの評決に至る場合は少なく、トライアル前又はトライアル中に有罪答弁又は不抗争答弁をする被告人が多い。2014年3月31日までの1年間に連邦地方裁判所で終了した刑事事件でみると⁷⁷、被告人が有罪答弁又は不抗争答弁をした事件は約90%にのぼり⁷⁸ (被告人が有罪判決を受けた事件の約98%を占める⁷⁹)、被告人が争った場合でも、トライアルの評決以前に裁判所が事件を却下するか、検察官が事件を取り下げた事件が約8%ある⁸⁰。これに対し、トライアルにおいて評決に至ったものは約3%で⁸¹、無罪評決は全体の約0.4%⁸² (トライアルでの評決に至った事件のうち約14%) にとどまる。

⁷³ Jerold H. Israel & Wayne R. LaFave, *Criminal Procedure: Constitutional Limitations* 512 (7th ed. 2006)

⁷⁴ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 31(a)

⁷⁵ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 31(b)(3)

⁷⁶ Israel et al., *supra* note 49, 28

⁷⁷ United States Courts, Table D-4. (U.S. District Courts-Criminal Defendants Disposed of, by Type of Disposition and Offense, During the 12-Month Period Ending March 31, 2014) (<http://www.uscourts.gov/Viewer.aspx?doc=/uscourts/Statistics/FederalJudicialCaseLoadStatistics/2014/tables/D04Mar14.pdf>)

⁷⁸ 同表最上段の「Convicted and Sentenced」の「Plea of Guilty(8万0111件)」÷「Total Defendants (8万9403件)」

⁷⁹ 同表最上段の「Convicted and Sentenced」の「Plea of Guilty (8万0111件)」÷「Convicted and Sentenced」の「Total (8万2084件)」

⁸⁰ 同表最上段の「Not Convicted」の「Dismissed (6977件)」÷「Total Defendants (8万9403件)」

⁸¹ 同表最上段の (「Not Convicted」の「Acquitted by Bench Trial (95件)」+「Acquitted by Jury Trial (247件)」+「Convicted and Sentenced」の「Convicted by Bench Trial (167件)」+「Convicted by Jury Trial (1806件)」) ÷ 「Total Defendants (8万9403件)」

⁸² 同表最上段の (「Not Convicted」の「Acquitted by Bench Trial (95件)」+「Acquitted by Jury Trial (247件)」) ÷ 「Total Defendants (8万9403件)」

(5) 刑の量定手続 (sentencing)

有罪答弁若しくは不抗争答弁がなされた場合、又は陪審若しくは裁判官による有罪の評決があった場合は、裁判官による刑の量定手続が開始される⁸³。連邦や多くの州は、刑の量定に関する一定のガイドラインを有しており、連邦の場合、原則として合衆国量刑委員会 (United States Sentencing Commission) が作成する量刑基準 (sentencing guidelines) に従って行われる⁸⁴。この量刑基準は、その犯罪の性質、形態等や被告人の犯罪歴などにより基準となる宣告刑を定めており⁸⁵、裁判官は、裁判所所属の保護観察官 (Probation Officer) が量刑基準を基に作成した量刑勧告報告書 (presentence report) 等を踏まえて、宣告刑の内容を決定する⁸⁶。この基準において全く考慮されていない、あるいは十分に考慮されていない加重事由又は減輕事由が存在すると裁判官が考えた場合はこの基準を逸脱した刑の量定を行うこともできる⁸⁷。

なお、死刑制度は、2015年2月11日現在、連邦と32州で存続している⁸⁸。

3 家事事件

(1) 我が国の家事事件に相当する事件は、主に州裁判所において取り扱われており⁸⁹、その具体的な制度は、州によって異なっている。地方裁判所レベルの裁判所に家事部 (Family Division) が設けられている州や、独立の家庭裁判所 (Family Court) や遺言検認裁判所 (Probate

⁸³ Israel et al., *supra* note 49, 27

⁸⁴ The United States Sentencing Commission, An Overview of the UNITED STATES SENTENCING COMMISSION

(http://www.ussc.gov/sites/default/files/pdf/about/overview/USSC_Overview.pdf)

⁸⁵ Singer, *supra* note 62, 332

⁸⁶ Federal Rules of Criminal Procedure Rule32

⁸⁷ Federal Rules of Criminal Procedure Rule32(h)

⁸⁸ Death Penalty Information Center, Facts about the Death Penalty

(<http://www.deathpenaltyinfo.org/documents/FactSheet.pdf>)

⁸⁹ United States Courts, JURISDICTION OF THE FEDERAL COURTS

(<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/UnderstandingtheFederalCourts/Jurisdiction.aspx>)

Court)が設けられて家事事件を担当又は分担している州が多いが、家事事件の一部を市裁判所や治安判事裁判所で審理している州もある。家事事件の管轄が複数の裁判所に分散している州でも、一つの家庭に関する複数の事件が異なる裁判所に係属し矛盾が生じる事態を避け、関連する家事事件を集中的、抜本的に解決する観点から、その管轄を集中する動きが見られる(unified family court)⁹⁰。

- (2) 家事事件の審理手続は、州により、また、事件の種別によって異なるが、訴訟、審尋に基づく決定に加え、調停(mediation)を積極的に活用しようとする傾向が強い。陪審審理はほとんどの州で認められておらず、例えば離婚事件につき陪審審理を認めているのは全米50州のうちテキサス州のみである⁹¹。

4 少年非行事件

- (1) 少年非行事件(juvenile delinquency)は、主に州少年裁判所(地方裁判所レベルの裁判所の一部であることが多い。)で取り扱われ⁹²、州ごとに法制度が異なっている。少年裁判所が扱う非行少年の対象年齢は、18歳未満とする州が多い。また、一定の罪等について、刑事裁判所の専属管轄又は少年裁判所と刑事裁判所の競合管轄を定めている(いずれの裁判所に係属させるかを検察官の裁量に委ねている)州や、少年裁判所から刑事裁判所への移送規定を設けている州もある⁹³。

また、多くの州においては、非行事件に加え、児童虐待、養子縁組、親権剥奪、未成年者能力付与等の事件についても、少年裁判所が管轄権を有している。

- (2) 少年非行事件が警察等に認知され、捜査の結果、裁判所への送付が必要と判断されれば、事件は少年裁判所に送付される(全ての事件が

⁹⁰ Lynn D. Wardle & Laurence C. Nolan, *Fundamental Principles of Family Law* 28(2002)

⁹¹ Roderic Duncan, *A Judge's Guide to Divorce: Uncommon Advice From the Bench* 7(2007)

⁹² 18 USC 5032

⁹³ 2010年の時点において、ニューメキシコ州、ニューヨーク州及びネブラスカ州を除く全米47州で、移送規定が設けられている。Cliff Roberson, *JUVENILE JUSTICE: Theory and Practice* 15-16(2010)

少年裁判所に送付されるわけではない)⁹⁴。少年裁判所に事件が送付されると、まず、保護観察官 (Probation Officer 又は Juvenile Probation Officer。同観察官のうち、この段階で職務を行う者は特別に Intake Officer 又は Intake Worker と呼ばれることがある⁹⁵。) が事件内容等の調査 (investigation) を行い、事件の重大性、少年の非行歴等を考慮して事件処理の方法を決定する⁹⁶。事件処理の方法としては、①事件を却下する (証拠不十分等)、②非正式な処遇に付す (diversion⁹⁷。保護観察に類似する手続で、被害弁償をする、カウンセリングを受ける等の少年が同意する条件付きで社会復帰が認められ、少年が上記条件に違反することなく一定期間が経過すると、同手続は終了し、事件は却下される。)、③正式手続 (裁判) を申し立てる、の3種類がある⁹⁸。多くの州は、②の非正式処遇で事件を処理するための要件として、少年の同意及び検察官による決定 (又は検察官の同意) を要求している⁹⁹。正式手続の申立て (③) は、検察官が行う州が多いが、保護観察官等検察官以外の者による申立てを認めている州もある¹⁰⁰。少年非行事件が少年裁判所に送付されてから、検察官等が裁判所に正式手続を申し立てるまでの手続は、一般に「intake」と呼ばれている¹⁰¹。

- (3) 事件が正式手続において処理されることになった場合には、まず、事実認定手続 (adjudicatory hearing) が開かれる。非行事実の認定

⁹⁴ Joseph B. Sanborn, Jr. & Anthony W. Salerno, *The Juvenile Justice System: Law and Process* 152 (2005)

⁹⁵ *Id.* 184

⁹⁶ *Id.* 170-172, 183, 184, 187-189

⁹⁷ *Id.* 186

⁹⁸ • *Id.* 186, 192-194

• Roberson, *supra* note 93, 159, 160

• なお、The United States Department of Justice Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, *Juvenile Justice System Structure & Process*

(http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/structure_process/case.html) も参考にした。

⁹⁹ Sanborn & Salerno, *supra* note 94, 189, 190, 192

¹⁰⁰ *Id.* 199-201

¹⁰¹ • *Id.* 183

• Roberson, *supra* note 93 153-155, 159, 160

は、ほとんどの州では裁判官によってなされるが、陪審審理に対する権利を認めている州もある。少年が事実を認めている場合には、立証は省略される。非行事実が認定された場合には、保護観察官が調査を行なった後、処遇決定期日 (disposition hearing) が開かれる (事実認定手続の前に罪状認否手続 (arraignment) 等を開き、そこで少年が事実を認めた場合には、事実認定手続自体を省略し、処遇決定手続に移行する州もある¹⁰²⁾。裁判官は、保護観察官のほか、検察官、少年等の意見 (recommendation) を聞いた上、少年の処遇を決定する。処遇内容としては、施設収容、保護観察 (多くの場合、カウンセリング、週末のみの施設収容、被害弁償等の命令を伴う。) 等がある。なお、手続は原則として公開している州も多い。

第6 裁判外紛争処理 (ADR)

連邦では、訴訟遅延の改善、訴訟費用の軽減、当事者の満足、裁判所の事件負担の軽減等を目的として、すべての民事訴訟事件において ADR が利用できるように定めている¹⁰³⁾。

ADR は、連邦だけでなく、州でも紛争解決手段として非常によく使われている。その主なものは次のとおりである。

1 仲裁 (arbitration)

仲裁人の仲裁判断によって紛争を解決する手続である¹⁰⁴⁾。①契約条項又は当事者の合意によって開始される場合と、②裁判所の決定によって開始される場合 (Court-Annexed Arbitration) ¹⁰⁵⁾がある。仲裁判断には法的拘束力があるものとなないものがあり、一般的には前記①は拘束力を持ち、前記②は持たない¹⁰⁶⁾。

2 調停 (mediation)

¹⁰²⁾ Sanborn & Salerno, *supra* note 94, 246-248, 270

¹⁰³⁾ 28 USC 651-658

¹⁰⁴⁾ Jacqueline M. Nolan-Haley, *Alternative dispute resolution* 161 (4th ed. 2013)

¹⁰⁵⁾ *Id.* 173

¹⁰⁶⁾ • Elizabeth Plapinger & Donna Stienstra, *ADR and Settlement in the Federal District Courts: a sourcebook for judges & lawyers*

(<https://bulk.resource.org/courts.gov/fjc/adrsrbk.pdf>) 61

• Nolan-Haley, *supra* note 104, 243

調停者が期日を主宰し、同時面接方式又は交互面接方式によって当事者間の交渉を促進し、和解を目指す手続である¹⁰⁷。当事者の合意に基づいて開始される場合と、裁判所の付託による場合がある¹⁰⁸。調停は、当事者の自発的な紛争解決を期待するものであり、第三者に判断を委ねない点で、仲裁とは異なる¹⁰⁹。

3 早期中立者評価 (early neutral evaluation) ¹¹⁰

判断者が当事者双方による事案の概要に関する陳述を聴き、それに対する評価を告げることで当事者間の和解を促進する手続である。このうちの一つにケースエヴァリュエーション (Case Evaluation) がある¹¹¹。これは、判断者が資料及び当事者の簡単なプレゼンテーションを聞いた後、金銭的な解決案を提案するものである¹¹²。ケースエヴァリュエーションの中には、提案を拒絶した場合に制裁が課される運用をしているものもある。例えば、原告だけが提案を拒絶してトライアルに進んだが、提案額以上の判決を受け取れなかった場合、原告は被告に被告の弁護士費用を賠償しなければならない¹¹³。当事者は、陪審の判断がどのようになるか、訴訟費用はどの程度になるか、など様々な要素を考慮に入れて、提案を受け入れるかどうか決めている。

4 略式陪審裁判 (summary jury trial)

6名で構成される陪審に対し、当事者双方が、通常の証拠調べより簡易な方法で、短時間、立証をした後、評決を得る手続である¹¹⁴。この評決に

¹⁰⁷ *Id.* 75, 78, 91

¹⁰⁸ *Id.* 244

¹⁰⁹ *Id.* 78

¹¹⁰ 参考として、ENEを開発したカルフォルニア州北部地区連邦地方裁判所ADRローカル規則 United States District Court Northern District of California, ADR Local Rules (<http://www.cand.uscourts.gov/localrules/ADR>)

¹¹¹ Danielle Hessell, *Michigan's Case Evaluation Rules: A Study in the Efficacy of Mandatory, Evaluative, and Narrow Alternative Dispute Resolution* (http://www.law.msu.edu/king/2005/2005_Hessell.pdf)

¹¹² *Id.* 1

¹¹³ *Id.* 1

¹¹⁴ Nolan-Haley, *supra* note 104, 248-249

は法的拘束力はなく、当事者双方は、これを前提に和解による解決の方途を探ることとなる¹¹⁵。

5 ミニトリアル (mini trial)

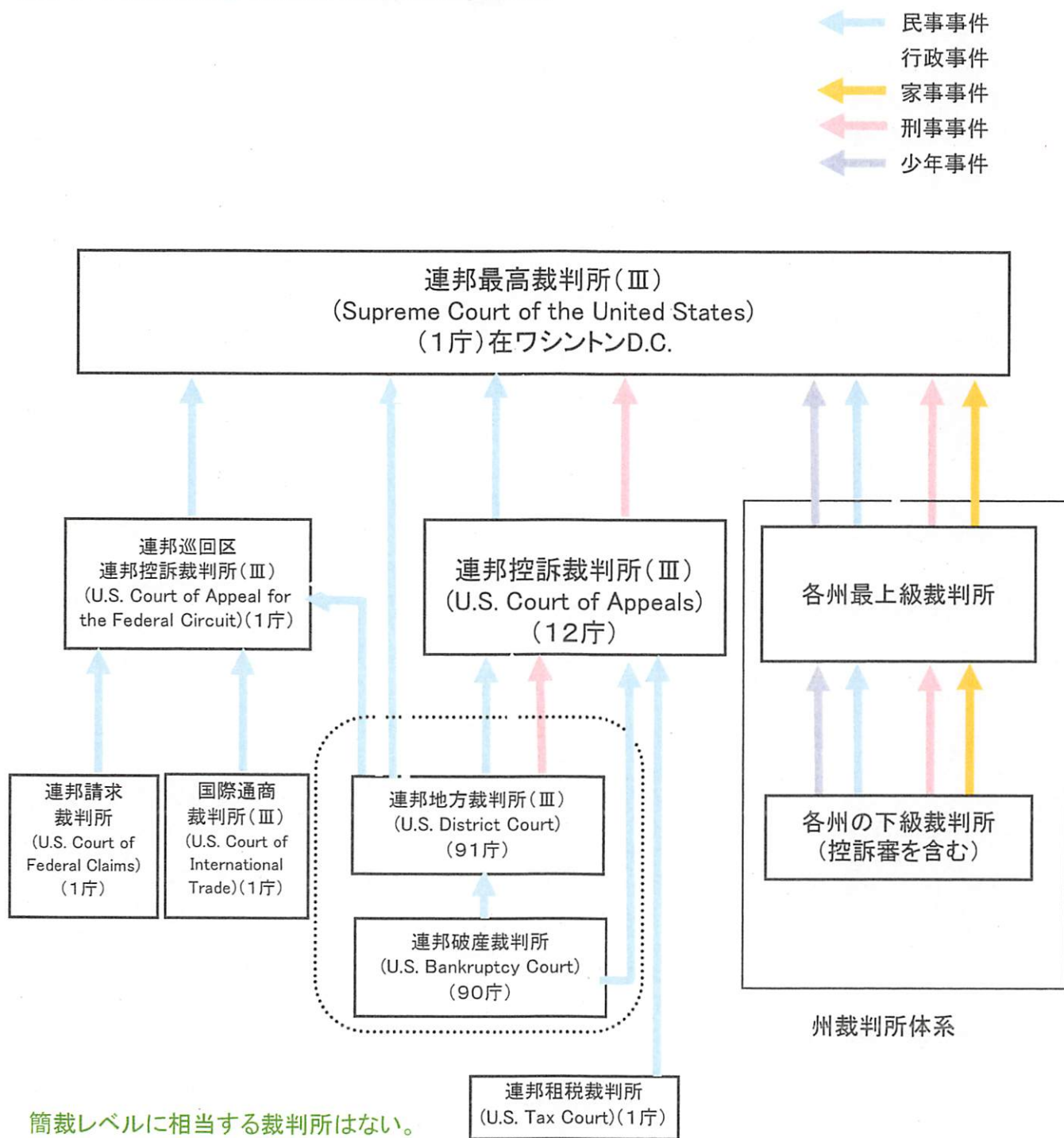
企業間の紛争で、当事者双方の権限のある幹部及び中立者1名が出席した場において、当事者双方が簡易な方法で立証した後、事案に関する中立者の意見を勘案しつつ、幹部間において和解交渉を行う手続である¹¹⁶。

以 上

¹¹⁵ *Id.* 245

¹¹⁶ *Id.* 269-271

◎アメリカ合衆国(連邦)の裁判所審級図



※ 点線で囲まれた部分は、同一裁判所内にあることを意味する。

※ 連邦の裁判所のうち、(Ⅲ)と記載されたものは、憲法第3条裁判所(Article III Courts)と呼ばれる憲法上規定された通常裁判所であり、その他は、憲法第3条裁判所を補助するために国法上規定された裁判所(Article I Courts)である。グアム、ヴァージン諸島及び北マリアナ諸島には連邦地方裁判所と同様の地方裁判所であるが、これらは憲法第4条に基づき設置された裁判所であり、憲法第3条裁判所ではない。

※ 家事事件について、通常、連邦裁判所で扱うことは想定されていない。

※ 少年事件について、少年が連邦法上の犯罪(Federal Crime)で起訴された場合には、連邦地方裁判所で審理されることがあるが、稀である。

※ 連邦破産裁判所からの上訴について、5つの巡回区(First, Sixth, Eighth, Ninth, and Tenth Circuits)では、連邦破産裁判所裁判官からなる破産上訴委員会(Bankruptcy appellate panels)が設置されており、同委員会に上訴された事件は、直接、連邦控訴裁判所に上訴される。